

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁鎌ヶ谷市長による、審査請求人に対する令和6年度市民税、県民税及び森林環境税（以下「住民税」という。）の当初課税に係る賦課決定及び地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の9第2項及び第3項の規定による配当割額又は株式譲渡等所得割額を控除できなかった金額（以下「控除不足額」という。）の還付（以下「本件還付」という。）に伴う還付加算金の算出において地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第48条の9の5を適用したこと（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年2月20日、鎌ヶ谷市役所にて「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）第1表から第3表までを提出し、処分庁（課税課）は、当該確定申告書をA税務署に送付した。A税務署は、当該確定申告書を同月22日付けで受け付けた。
- 2 A税務署は、当該確定申告書をデータ化し、処分庁（課税課）に送付し、処分庁は、当該データを令和6年3月13日にシステムに取り込んだ。
- 3 処分庁（課税課）は、令和6年5月22日までに約8万件の確定申告書、給与支払報告書等の法定調書の入力及び取り込み並びに入力の重複がないかの確認を行い、「令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書」（以下「納税通知書」という。）の印刷を委託事業者に依頼した。
- 4 委託事業者は、納税通知書を令和6年6月6日に処分庁（課税課）に納品した。
- 5 処分庁（課税課）は、令和6年5月23日以降に変更等があった者の納税通知書の差し替え作業を行った後、同年6月12日に審査請求人を含む課税者約5万人に納税通知書を発送した。
- 6 処分庁（収税課）は、令和6年6月24日付け「住民税に係る配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に伴う還付又は充当について」を審査請求人に送付した。
- 7 審査請求人は、令和6年6月19日及び28日に処分庁（収税課）に電話

し、還付加算金が振り込まれていないこと及び還付加算金の起算日について問い合わせを行ったが、納得に至らなかった。

8 令和6年7月1日、審査請求人は本件審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

別紙審理員意見書1頁「第2 審理関係人の主張の要旨」のとおりであるから、これを引用する。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件処分は、法令等に則った適正な処分であり、違法又は不当な点はない。本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却するのが相当である。

2 理由

別紙審理員意見書8頁「4 本件事案について」記載のとおりであるから、これを引用する。

第5 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年7月1日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、処分庁に対し、住民税に係る配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に伴う還付に係る還付加算金について審査請求を行った。

令和6年7月30日、審理員が指名された。

令和6年8月13日、処分庁から弁明書が提出された。

令和6年8月30日、審査請求人から反論書が提出された。

令和6年10月9日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。

令和6年11月5日、審査請求人から最終反論書が提出された。

令和6年12月25日、審理員から審査庁へ審理員意見書が提出された。

令和7年1月20日、審査庁より当審査会へ諮問書が提出された。

令和7年2月18日、当審査会において審議を行った。

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続については、審理員により適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

本件審査請求についての争点は、本件還付に係る還付加算金の計算において、処分庁が、施行令第48条の9の5第1項の規定を適用したこと及び同項の適用において「当該控除不足額が確定した日」を、令和6年度住民税の賦課決定の日である令和6年6月1日としたことについて、違法又は不当であるか否かとの点であるため、以下、この点について判断する。

(1) 本件還付に係る還付加算金の計算における施行令第48条の9の5第1項の適用について

法第314条の9及び第37条の4は、配当割額又は株式等譲渡所得割額について、住民税の所得割から控除するものと規定し、同条第2項及び第3項において、控除不足額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、納税義務者に対しその控除不足額を還付しなければならないと規定している。当該控除不足額の還付の詳細な定めについては施行令に委任されているところ、施行令は、第48条の9の5において、控除不足額の還付に係る還付加算金の計算について規定している。

本件還付は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除不足額を還付するものであることが明らかであり、当該還付に係る還付加算金の計算においては、施行令第48条の9の5が適用される。

したがって、処分庁が、本件還付に係る還付加算金の計算において施行令第48条の9の5第1項の規定を適用したことに違法又は不当な点はない。

(2) 施行令第48条の9の5第1項の「当該控除不足額が確定した日」を、令和6年度住民税の賦課決定の日である令和6年6月1日としたことについて

審査請求人は、同人に対する賦課決定の日が令和6年6月1日であることに明確な根拠がないこと及び確定申告書の提出から賦課の決定までに時間がかかり過ぎていることを主張している。

この点、処分庁の設定した賦課決定の日付の当不当については、関係法令及び市条例に定めがない以上、その日付としたことに合理性があるか否かによって判断するべきと考える。

ア 賦課決定の日が令和6年6月1日であることについて

処分庁は、当初課税における賦課決定を全納税義務者に対し一括で行うこととしている。そのため、賦課決定のために全ての納税義務者の課税資料を参照するのに要する時間を考慮しつつ、納税通知書の発送日である令和6年6月12日より前の日付を賦課決定の日とする必要があると解されるところ、係る日付を同月1日とすることに不適切な点はない。また、他の地方公共団体における住民税の当初課税に係る賦

課決定の例を見ると、例年6月に行われており、処分庁と同様同月1日に一括で賦課決定することは、一般的な取扱いであると認められる。したがって、処分庁が本件処分に係る賦課決定の日を令和6年6月1日としたことには合理性がある。

イ 審査請求人による確定申告書の提出から令和6年6月1日の賦課の決定までに要した時間について

処分庁は、個々の納税義務者の課税資料の到着の順番にかかわらず、同日付けで、審査請求人を含む約8万人の納税義務者全員に対し、一括で、令和6年度の住民税の当初課税に係る賦課決定を行っている。他方で、課税資料が全て揃った納税義務者から順番に、個別に賦課決定をしていく方法も考えられ、この方法によれば、確定申告書の提出が令和6年2月20日と比較的早かった審査請求人に対しては、早い段階で賦課決定をすることができた可能性があったとも考えられる。しかし、このような個別の賦課決定による場合、処分庁への課税資料の到着の先後によって賦課決定の時期に差が出るという不公平が生じる。また、納税義務者全員分を順次個別で処理していくと、一括で処理をする場合よりも、全員分を完了するまでに要する時間が増えてしまい、賦課決定の時期が後になった納税義務者に対する納税通知書の交付が、法定の交付期日（本市における住民税の普通徴収の第1期の納期限は、法第320条及び市条例第40条第1項の規定により6月30日とされており、普通徴収の納税通知書は、法第319条の2第3項の規定により納期限前10日（令和6年度住民税の当初課税分においては令和6年6月20日）までに対象者に交付しなければならないとされている。）に間に合わなくなる不都合も生じうる。

他方で、一括での賦課決定は、課税資料の到達の先後に関わらず、当初課税の納税義務者全員に対して同一時点で行うものであり、その後の納税通知書の交付も一律で行うことができるため、作業面において効率的であり、個別の賦課決定をした場合に生じる不公平や不都合の問題も生じない。したがって、処分庁が一括での賦課決定をしたことには合理性がある。そして、処分庁が個別の賦課決定を行わない以上、確定申告書の提出から賦課の決定までに時間がかかり過ぎているとの審査請求人の主張は採用できない。

ウ よって、処分庁が、本件還付に係る還付加算金の計算において、施行令第48条の9の5第1項の「当該控除不足額が確定した日」を、令和6年度住民税の賦課決定の日である令和6年6月1日としたことに違法又は不当な点はない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はないものと認められるので、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年12月25日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美 様

審理員 ○○

審理員 ○○

審理員意見書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人●●●●（以下「審査請求人」という。）が令和6年7月1日付けで提起した住民税に係る配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に伴う還付に係る還付加算金についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

本件は、処分庁（課税課）が審査請求人の令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に基づき令和6年度市民税、県民税及び森林環境税を賦課決定した処分に付随して、市民税及び県民税の所得割額から配当割額又は株式譲渡等所得割額を控除できなかった金額（以下「控除不足額」という。）を還付するにあたり、処分庁（収税課）が審査請求人に通知した還付額に還付加算金が加算されなかったことを不当である等と主張して、還付加算金の支払いを求めた事案である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1） 審査請求の趣旨

還付加算金の算出については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第17条の4第1項及び第3項により請求する。確定日の設定を法的根拠もなく令和6年6月1日とするのは不当であり、法第17条の4第3項により算出し、処理するのが妥当と考える。

（2） 審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、令和6年10月9日付けで実施した口頭意見陳述及び最終反論書によると、おおむね次のとおりである。

ア 本件について、令和5年の地方税に関して還付が生じており、還付額が高額になることから「還付加算金」について審査請求を行ったもので

ある。

イ 地方税及び還付金の算出については、令和5年2月20日付けの確定申告書により算出されている。なお、地方税算出について市からの通知等の連絡等はなかった。また、確定申告は「総合課税方式」で申告している。

ウ 処分庁の弁明書によれば、「配当割額又は株式等譲渡所得割額」の還付金及び還付加算金とあるが、前述したように、総合課税としており「配当割額又は株式等譲渡所得割額」に特化したものではない。雑所得も含めた上での還付金であり、加算金の計算においても法により算出願いたい。

エ 処分庁の弁明書によれば、「還付加算金の起算日は「当該控除不足額が確定した日の翌日から」となっており、本市においては、令和6年度住民税の決定日は令和6年6月1日であるため」と記載されているが「当該控除不足額確定した日」とは、どのような日なのかが不明である。また、住民税の決定日が6月1日とあるが、よく理解できない。過去に話をした時にも、住民税の決定日が明確でなかった。6月1日と言われる理由を教えてください。

オ 還付加算金の計算根拠について、地方税施行令第48条の9の5により、当該控除不足額が確定した日を令和6年6月1日としているが、この月日について何ら根拠もなく、不適切であると考える。

カ 還付金の算出額及び日時については、令和5年分確定申告書（令和6年4月20日受理、令和6年3月28日処理済）によりA税務署に申告済みであり、鎌ヶ谷市へのデータ転送及び市の処理時間を考慮しても、6月1日はかかり過ぎだと考える。

キ 令和6年度介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書について、令和6年6月20日付で通知を受けたが、介護保険料の明細において、5月24日時点で計算とされている。これは、A税務署からのデータの転送及び市のデータ処理が済んでおり、かつ市役所内でのデータ共用が5月24日時点ではすでに開始されていると考えられ、6月1日の確定とは考えられない。

ク 事柄が違うとは思いますが、介護保険料の決定通知書について、令和5年の所得等の確定ができていない5月24日で計算され、通知されるのは不適切な処理と考えられる。改めて、介護保険担当課に是正を求めたいと考えている。

ケ 結論

上記のことから、還付加算金の算出については、法第17条の4第1

項及び第3項により請求する。

確定日の設定を6月1日とするのは考えられない。事柄の全ては確定申告から始まっており、法第17条の4第3項により算出し処理するのが適切だと考える。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

処分庁の主張は、弁明書及び口頭意見陳述によるとおおむね次のとおりであり、本件における市税等の課税処分及び還付加算金の算定（以下「本件処分」という。）に違法又は不当な点はないとして、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨は、弁明書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

ア 本件の配当割額又は株式譲渡所得割額の控除については、法第314条の9に規定されており、同条第2項において、控除不足額は、政令の定めるところにより還付しなければならないと規定されている。この規定を受けた地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第48条の9の5では、配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付金等の額に係る還付加算金の計算方法として、控除不足額が確定した日の翌日から還付のための支出を決定する日までの期間に応じ計算した額を還付加算金として、還付額に加算し還付しなければならないと規定されている。

イ 審査請求人の主張する法第17条の4第1項は、申告や更正等により納め過ぎとなった「過納金」や二重納付など誤って納めた「誤納金」に係る還付加算金の規定であり、同項第3号は、所得税の更正、所得税の申告書の提出により生じた「過納金」の還付加算金の起算日を規定している。

ウ 施行令第48条の9の5第1項では、還付加算金の起算日は「当該控除不足額が確定した日の翌日から」と規定されている。本市においては、令和6年度住民税の決定日は、令和6年6月1日であるため、翌日の6月2日を起算日とし、同項に規定する「その還付のための支出を決定する日」を本件の還付に係る支出票の決裁日である令和6年6月20日とし、その間の19日間で還付加算金を計算すると、確定金額は●●●円となるが、1千円未満であったことから、全額切り捨てとなった。

エ なお、法令上は、賦課決定日に関する明確な規定はないものの、一般的に個人市民税の賦課決定は6月とされており、納税義務者ごとに個人

市民税の税額を決定するのではなく、令和6年度の当初課税に係る納税義務者全体を一括して決定している。処分庁としては、還付加算金については計算期間が最も長くなる賦課決定日6月1日の翌日から起算している。本件審査請求を受けて近隣市に確認したところ、1市のみ本年6月の1日及び2日が土曜日及び日曜日にあたり営業日ではないことから6月3日を決定日としていたが、その他の市では処分庁と同様、6月1日を決定日とし、その翌日からの日数により還付加算金を算定していることを確認した。

第3 審理員の判断

1 認定した事実について

後掲各証拠書類及び双方の主張の趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和6年2月20日、鎌ヶ谷市役所にて「令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「確定申告書」という。）第1表から第3表までを提出し、処分庁（課税課）は、当該確定申告書をA税務署に送付した。A税務署は、当該確定申告書を同月22日付けで受け付けた（書類A）。
- (2) A税務署は、当該確定申告書をデータ化し、処分庁（課税課）に送付し、処分庁は、当該データを令和6年3月13日にシステムに取り込んだ（書類B）。
- (3) 処分庁（課税課）は、令和6年5月22日までに約8万件の確定申告書、給与支払報告書等の法定調書の入力及び取り込み並びに入力の重複がないかの確認を行い、「令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書」（以下「納税通知書」という。）の印刷を委託業者に依頼した。
- (4) 委託事業者は、納税通知書を令和6年6月6日に処分庁（課税課）に納品した。
- (5) 処分庁（課税課）は、令和6年5月23日以降に変更等があった者の納税通知書の差し替え作業を行った後、同年6月12日に審査請求人を含む課税者約5万人に納税通知書を発送した（書類C）。
- (6) 処分庁（収税課）は、令和6年6月24日付け「住民税に係る配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に伴う還付又は充当について」を審査請求人に送付した（書類D）。
- (7) 審査請求人は、令和6年6月19日及び28日に処分庁（収税課）に電話し、還付加算金が振り込まれていないこと及び還付加算金の起算

日について問い合わせを行ったが、納得に至らなかった。

(8) 令和6年7月1日、審査請求人は本件審査請求を提起した。

2 本件審査請求の争点について

審査請求人の令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき処分庁が行った、令和6年度市民税及び県民税の所得割額に対する配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に係る控除不足額●●●●●円の還付と、当該還付に係る還付加算金を0円と決定するに至るまでの適用法令並びに還付加算金の算定日及び算定方法に違法又は不当な点はあるか。

3 本件処分における法令等の規定

(1) 市民税、県民税及び森林環境税の課税

法第24条第1項第1号にあっては県民税について、法第294条第1項第1号にあっては市民税について、均等割額及び所得割額の合算額によって課するものとしている。また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第3条は森林環境税について、均等割額によって課するものとしている。

さらに、県民税については、特定配当等（法第23条第1項第15号）に対して配当割（同項第3号の3）を課し（法第24条第1項第6号及び第71条の27）、特定株式等譲渡所得金額（法第23条第1項第17号）に対して株式等譲渡所得割（同項第3号の4）を課すものとされている（法第24条第1項第7号及び第71条の48）。

配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とされ（法第71条の27第1項）、税率は100分の5である（法第71条の28）。株式譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とされ（法第71条の48）、同じく税率は100分の5である（法第71条の49）。これら配当割及び株式等譲渡所得割は、特別徴収の方法により徴収されることとされている（法第71条の30及び第71条の50）。

ただし、配当割及び株式等譲渡所得割が特別徴収されている場合であって、法第32条第13項及び第15項に規定する確定申告書が提出された場合には、市民税及び県民税の所得割の額から、県民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額（法第37条の4）を、市民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額（法第314条の9第1項）を控除するものとされている。

(2) 均等割額

鎌ケ谷市の市民税均等割額にあつては3,000円（鎌ケ谷市税条例（昭和33年鎌ケ谷市条例第3号。以下「市条例」という。）第31条第1項）、千葉県の県民税均等割の額にあつては1,000円（千葉県県税条例（平成19年千葉県条例第1号。以下「県条例」という。）第15条）及び森林環境税額は1,000円（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）第5条）となる。

（3） 所得割の課税額の計算方法

ア 総合課税における所得割の課税標準について

総合課税における所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額である（法第32条第1項及び第313条第1項）。特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る金額は、課税標準から除外されることとされているが、確定申告書に、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の明細に関する事項の記載があるときは、当該所得を課税標準に含む（法第32条第13項第2号及び第15項第2号、第313条第13項第2号及び第15項第2号、附則第33条の2第1項、第2項、第5項及び第6項並びに附則第35条の2の2第1項及び第5項）。

納税義務者は、特定配当等について申告をする場合、総合課税と申告分離課税を選択することができる（法附則第33条の2第2項）。また、特定株式等譲渡所得金額について申告をする場合には、申告分離課税により課税される（法附則第35条の2の2第1項）。

イ 分離課税における所得金額について

法第32条第13項及び第15項、第313条第13項及び第15項、附則第33条の2第1項、第2項、第5項及び第6項並びに附則第35条の2の2第1項及び第5項によれば、確定申告書第3表に上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について分離課税を行う記載がある場合には、市民税及び県民税についても所得税と同様に、分離課税を行うこととなる。

上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額（法附則第33条の2第1項及び施行令附則第16条の2の11第1項）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額である（法附則第35条の2の2第1項及び施行令附則第18条の2第1項）。

ウ 所得金額からの控除について

所得控除として控除すべき金額（以下「所得控除額」という。）があ

る場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する（法第34条及び第314条の2）。

その上でなお所得控除額に残額がある場合には、さらに上場株式等に係る配当所得等の金額及び譲渡所得等の金額から控除する（法附則第33条の2及び附則第35条の2の2）。

上場株式等に係る譲渡損失がある場合、当該譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額から控除することができる（法附則第35条の2の6第1項及び第11項）。

また、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額から控除しても控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び配当所得等の金額から繰り越し控除することができる（法附則第35条の2の6）。

エ 税率について

総合課税における所得割額は、課税総所得金額に所得割の標準税率によって定める率を乗じて得た金額である（法第35条第1項及び第314条の3第1項）。鎌ヶ谷市における当該税率は、市民税が100分の6（市条例第34条の3）、県民税が100分の4（県条例第14条）である。

分離課税における上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、課税所得金額に上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等のそれぞれの税率を乗じて得た金額が所得割の額となる。この場合において、税率は市民税が100分の3（法附則第33条の2第5項及び附則第35条の2の2第5項）、県民税が100分の2（法附則第33条の2第1項及び附則第35条の2の2第1項）である。

オ 所得割額からの控除について

総所得金額のうちに配当所得がある場合、配当控除が適用される（法附則第5条第1項及び第3項）。配当控除率は、鎌ヶ谷市の場合、総所得金額のうちの配当所得に対して、市民税所得割計算に際して100分の1.6（法附則第5条第3項）、県民税所得割計算に際して100分の1.2（法附則第5条第1項）である。

配当割又は株式等譲渡所得割が徴収されている場合であって、法第32条第13項及び第15項並びに第313条第13項及び第15項に規定する確定申告書が提出された場合、市民税については当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額（法第314条の9第1項）を、県民税については当該配当割額又は当該株式

等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額（法第37条の4）を控除する。

（4） 還付額及び還付加算金

法第17条の規定により、納税者又は特別徴収義務者の過誤納金がある場合においては、これをその納税者又は特別徴収義務者に遅滞なく還付しなければならない。

また、法第17条の4の規定により、過誤納金を還付し、又は充当する場合に加算すべき還付加算金の計算に当たっては、過誤納金を過納金と誤納金とに区分するとともに、過納金については原則として過納に係る市町村の徴収金の額が市町村の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか納税者の申告によって確定したものであるかによって区分する。

他方で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、法第314条の9第2項及び第3項の規定により、所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、納税義務者に対しその控除不足額を還付しなければならない。

また、同規定により控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算方法については、施行令第48条の9の5の規定により、還付金等の額に、当該控除不足額が確定した日の翌日からその納付又は納入する日又はその還付のための支出を決定する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付金の額に加算しなければならない。ただし、還付加算金の割合の特例（施行令附則第3条の2）において、還付金特例基準割合により令和4年以降年0.9パーセントの割合を乗じて計算した金額となる。

さらに、還付加算金の確定金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（法第20条の4の2第2項及び第5項）。

4 本件事案について

- （1） 「3 本件処分における法令等の規定」に基づいて、審査請求人に対する令和6年度市民税、県民税及び森林環境税の課税処分並びに配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に係る控除不足額の還付及び還付加算金の算定を行うと、次のとおりとなる。

ア 均等割額及び森林環境税

均等割額は、市民税が3,000円（市条例第31条第1項）、県民税が1,000円（県条例第15条）となり、森林環境税は1,000

円（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条）となる。

イ 所得割額

確定申告書（書類A）に記載された申告内容から審査請求人の令和6年度の市民税及び県民税における総所得金額並びに所得控除額を算出すると、前者は雑所得（公的年金収入等）による●●●●円となり、後者は社会保険料、生命保険料等による●●●●円となる。

次に、前者から後者を控除して課税標準額を算出すると、●●●●円となる（分離課税に係る上場株式等の譲渡所得●●●●円及び上場株式等の配当所得●●●●円については、審査請求人が過去に生じた上場株式等の譲渡損失と損益通算を行う申告を行っていることから、市民税及び県民税においても所得税と同様に損益通算を行うことで、いずれも所得額が0円となる。）。

そして、当該課税標準額に対し、市民税については100分の6（市条例第34条の3）の、県民税については100分の4（県条例第14条）の税率を乗じると、市民税の所得割額は●●●●円、県民税の所得割額は●●●●円となる。

ウ 配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に伴う還付金

確定申告書（書類A）のうち第2表の住民税・事業税に関する事項に記載された申告内容によると、配当割額控除額は●●●●円、株式等譲渡所得割額控除額は●●●●円であり、合計で●●●●円である。当該合計額に対し、市民税については5分の3（法第314条の9）を、県民税については5分の2（法第37条の4）を乗じて各所得割額から控除すべき額を算出すると、市民税については●●●●円、県民税については●●●●円となる。

また、審査請求人の場合、法第314条の6及び第37条の規定による調整控除として、市民税については●●●●円、県民税については●●●●円が所得割額から控除される。

そして、調整控除後の市民税及び県民税の所得割額から上記の配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額を控除すると、控除不足額は合計で●●●●円となり、当該額が法第314条の9第2項及び第3項の規定により審査請求人に対して還付すべき額となる。

エ 還付加算金の算定

上記ウの還付金は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に伴い生じたものであることから、その還付加算金の計算方法については、施行令第48条の9の5が適用されるところ、「当該控除不足額が確定した日の翌日からその納付又は納入する日又はその還付のための支出を

決定する日までの期間の日数に応じる」と規定されている。

本件における「当該控除不足額が確定した日の翌日」は、令和6年度市民税、県民税及び森林環境税の賦課決定日である令和6年6月1日の翌日の同月2日であり、「その還付のための支出を決定する日」は、本件の還付に係る支出票の決裁日である令和6年6月20日となるため、その間の日数は19日である。当該日数を基に施行令附則第3条の2の規定による割合年0.9パーセントで還付加算金を計算すると、確定金額は●●●円となり、1千円未満であることから法第20条の4の2第2項及び第5項の規定によりその全額が切り捨てとなる。

(2) 上記(1)に照らして本件処分をみると、処分庁は、上記(1)と同様の方法により審査請求人に対する令和6年度市民税、県民税及び森林環境税の課税処分を行い、並びに配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に伴う控除不足額の還付及び還付加算金の算定を行っている。

したがって、処分庁の本件処分は、上記法令を正しく適用した結果であり、違法ではないと言え、かつ、不当な点もみつからない。

(3) 最後に、審査請求人が確定申告を行った令和6年2月20日から本件処分までに時間がかかり過ぎていると主張していることについては、処分庁では、審査請求人を含め納税義務者毎に個人市民税の税額を決定するのではなく、令和6年度の当初課税に係る納税義務者全体を一括して決定していること、また、還付加算金の日数の計算方法は、近隣市町村で同様の算定をしているという処分庁の説明に、何ら不適切な点はない。

(4) なお、審査請求人は、令和6年度介護保険料決定通知書の明細において、令和6年5月24日時点で計算されていることは不適切な処理であると主張するが、本件処分に直接関係するものではないことから、上記の判断を左右するものではない。

第4 結論

上記のとおり、本件処分は、法令等に則った適正な処分であり、違法又は不当な点はない。本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却するのが相当である。

第5 審理手続の経過

令和6年7月1日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、処分庁に対し、住民税に係る配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除に伴う還付に係る還付加算金について審査請求を行った。

令和6年7月30日、審理員が指名された。

令和6年8月13日、処分庁から弁明書が提出された。

令和6年8月30日、審査請求人から反論書が提出された。

令和6年10月9日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述を実施した。

令和6年11月5日、審査請求人から最終反論書が提出された。